

令和7年度 鴨川市在宅高齢者等介護用品事業について

鴨川市では、在宅で高齢者等を介護されているご家族等への支援を目的に、年4回に分けて紙おむつ・尿取りパッドを支給します。

1. 支給対象者

以下の要件を満たす高齢者等の介護者。 ※介護者がいない場合は、当該高齢者等を支給対象者とする。

- (1)鴨川市に住民票がある。
- (2)在宅にて介護を受けている。
- (3)住民税非課税世帯

※高齢者等とは

①要介護高齢者	要介護認定で、 要介護4 又は 要介護5 と認定された方。
②その他	令和2年度に、当事業で介護用品の支給を受けていた身体障害者手帳の等級が1、2級の方。

2. 支給内容

支給回数は、申請書の提出時期によって異なります(下表参照)。

申請日	支給時期	支給回数	支給品目	受取場所
5月9日(金) まで	6月末 9月末 12月末 3月末	年4回	紙おむつ または 尿取りパッド ※上記のいずれか1つ (無料配布)	ふれあいセンター ※ふれあいセンター窓口 のみでの支給となります。
5月10日(土) ～8月8日(金)	9月末 12月末 3月末	年3回		【受取時に必要な物】 ・決定通知書
8月9日(土) ～11月7日(金)	12月末 3月末	年2回		【受取期間の目安】 配布開始～1週間程度 (1週間以内に来所できない場合は、事前にご連絡ください。)
11月8日(土) ～2月6日(金)	3月末	年1回		受取開始日は支給決定後、改めてご連絡いたします。

3. 支給時期

令和7年6月・9月・12月・令和8年3月(1回あたり5,000円相当額)
※申請時期によって支給回数は変わります。

4. 提出物

- ① 鴨川市在宅高齢者等介護用品支給申請書
- ② 同意書

※申請は年度内有効です。毎年更新時期に申請のご案内を発送いたします。

5. 提出先

鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター) 健康推進課
※最寄の市役所出張所等に提出 又は 下記住所への郵送でも構いません。

(受付出張所等) ・天津小湊支所、小湊出張所、江見出張所、吉尾出張所

6. 提出期限

令和8年2月6日(金)
鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター) 健康推進課 必着

7. 申込及びお問い合わせ先

〒296-0033 鴨川市八色887-1 (鴨川市総合保健福祉会館)
健康推進課 福祉総合相談センター
電話:04-7093-1200